

令和5年 第4回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和5年10月30日 開会

令和5年10月30日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和5年 第4回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和5年10月30日

令和5年第4回南種子町議会臨時会会議録
令和5年10月30日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第42号 普通財産の無償貸付けについて
- 日程第5 議案第43号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 畠 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	河野美樹さん	企画課長	稲子秀典君
くらし保健課長	木田美幸君	福祉事務所長	鮫島幸紀君
税務課長	西村一広君	総合農政課長	山田直樹君
建設課長 兼水道課長	河野容規君	保育園長	才川いずみさん
教育委員会管理課長 兼給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	濱田伸一君
農業委員会 事務局長	羽生幸一君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和5年第4回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、2番、野首久教君、3番、平畠 強君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、町長提出の議案第42号及び議案第43号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 提案理由について、御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、事件案件1件、予算案件1件の計2件でございます。

それでは、事件案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第42号は、普通財産の無償貸付けについてございまして、ユーミーファイナンシャル株式会社との「南種子町移住定住促進住宅整備事業に関する基本協定」に基づき、ユーミーファイナンシャルが西海地区に住宅整備を行うため、普通財産を無償で貸し付けるものでございます。

議案第43号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）でございま

して、台風接近や大雨により被害を受けました農林水産施設、公共土木施設の災害復旧事業、電子地域通貨事業「あば！Pay プレミアムポイント」に係る費用が主なものでございまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,375 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 483 万 7,000 円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第 4 議案第 42 号 普通財産の無償貸付けについて

○議長（塩釜俊朗君） 日程第 4、議案第 42 号普通財産の無償貸付けについてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第 42 号について御説明申し上げます。

議案第 42 号は、普通財産の無償貸付けについてでございます。

町内に快適な住まい環境を創出し、南種子町宇宙留学制度の家族留学など、本町の移住定住人口の増加による人口減少抑制、地域の活性化を図ることを目的に、南種子町移住定住促進住宅整備事業に取り組むため、普通財産の無償貸付けについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。1 枚目をご覧ください。

財産の所在地、種別、地目、地積でございますが、所在地が南種子町西之字立石 3004 番と 3005 番の 2 筆で、種別が土地、地目が畑、合計の地積が 729 平米でございます。

貸付の目的は、南種子町移住定住促進住宅整備事業用地として、契約の方法は随意契約です。契約の相手方でございますが、ユーミーファイナンシャル株式会社、代表取締役、弓場昭大氏でございます。

それでは、2 枚目をお開きください。

土地使用貸借仮契約書の写しを添付してございます。

まず、この仮契約書は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づきまして、南種子町議会の議決がなされたときに、本契約としての効力を生ずるものとするとして規定してございます。

次に、3 枚目をお開きください。

第 3 条におきまして、使用期間は、南種子町議会の議決の日から令和 26 年 8 月 31 日までとすると規定しております。

参考資料としまして、本日、財産の所在地を配布してございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 資料として所在地の写真が提示されております。見ると海岸沿いにあるようですけれども、大体これ、海拔的には何メートルぐらいとなっているんでしょうか教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 申し訳ございません。正確な数字は今手持ちでございませんので、後程としますが、大体10メートルちょい下ぐらいだったと思います。申し訳ありません。後で御報告申し上げたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 土地の所有者、名義人が、表示をされておきませんが、これ無償貸付けとなっておりますがその理由を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 事業の目的としましても先ほど申し上げましたように人口減少の抑制ということも考慮した上での無償貸付けをしてございます。

後、購入については名義が現在南種子町になっております。その前の売買を6月の27日に土地対策委員会を回りまして、購入をしているところでございますが、前所有者は立石洋子氏でございます。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 総務課長、確認をしますが、土地は南種子町が提供をして無償で、この民間事業者がここに住宅を建設するということですね。それで、その後また南種子町がその住宅を借り受けて、これは入居者に4万円ですかね、月額で貸し付けると。南種子町はまた業者に対して、リース料を年間幾らかわかりませんが、支払いをするということのようですが、仕組みが非常にわからないような仕組みになっております。

税務課長にお尋ねをいたします。この住宅を建設すると、当然、固定資産税が発生して参りますよね。こういう場合に、固定資産税はどこが、どこに課税される、地方税法で示されてるとは思いますが、どこに固定資産税は課税されるものですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 代わりまして私の方で答えさせていただきますが、固定資産税はあくまでも所有者でございまして、ユーミーファイナンシャル株式

会社の方で固定資産税は納めていただきます。

もちろん私どもがリースをする中で、前回、他の6地区とおなじ同様でございますので、リース料という形で私どもはお支払いをするということになります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号普通財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、議案第43号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第43号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、台風接近や大雨により被害を受けた農林水産施設、公共土木施設の災害復旧事業、電子地域通貨事業「あば！Pay プレミアムポイント」に係る費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,375万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億483万7,000円とするものです。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、3枚目をお開きください。

第2表、地方債補正については変更1件で、災害復旧事業債について限度額を変更するものです。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますので、5ページをお開きください。

まず、総務費については、電子地域通貨事業費「あば！Pay プレミアムポイント」の増額が主なもので、総務管理費 1,510 万 1,000 円を増額するものです。

次に、土木費については、宇宙ヶ丘公園施設解体工事によるもので、都市計画費 320 万円を増額するものです。

次に、消防費については、台風 6 号接近に伴う避難所開設などによる職員の時間外手当によるもので、消防費 150 万 8,000 円を増額するものです。

次に、6 ページ、災害復旧費については、台風接近や大雨により被害を受けた、農林水産施設、公共土木施設の災害復旧工事によるものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので 3 ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税 816 万 2,000 円を増額するものです。

次に、国庫支出金、県支出金については、地方創生臨時交付金、災害復旧事業によるものです。

次に、諸収入については、災害対策費用保険金によるものです。

最後に、同ページから 4 ページ、町債については、災害復旧事業によるものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。2 番、野首久教君。

○2 番（野首久教君） まず、5 ページ、歳出の方ですけれども、総務費の目、一般管理費の中で、報償費として 30 万円計上されております。

各種賞賜金というふうになっておりますが、これの対象となった功績または種目等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） これについて、件数については資料を持ち合わせておりませんので、後程詳細については資料として報告いたしますので、それらのスポーツ活動が非常に優秀な成績を収めておりまして、そこら辺の分が例年になく高額になって、子どもたちの活躍等がございまして、それらの分で当初予算を計上した分が不足したということがございますので、ふるさと祭りでの授与式に備えての補正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） 8 番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この土木費の宇宙ヶ丘公園、ゴーカート場の解体ですが、この解体後の活用策が何かあるんですかね。町長。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 宇宙ヶ丘公園施設のゴーカート場については、私が就任をする前から今のような状態で、まあ、あの土捨て場のような状態になっております。

そしてまた、公園としてのやっぱり機能をしっかりとやらなければならないということで、まずは向こうも整地をしなければなりません、向こうにトイレであつたり、建物がちょっと2ヶ所残っておりますので、その分を今回解体をして、そして向こうをしっかりと整地を今年度中にはやりたいというふうなことであります。それで、現在建設課の方にも、いろんな構想、向こうをどういう活用をするかということ、検討するように言っておりますが、現在内閣府の先生からも、いろいろお話もいただいております、提案等はいろいろ来ておりますが、上の方の丸い広場の方では、現在打ち上げの時に宿泊所が足りないことから、向こうにテントを張ったりされる方もおります。そしてまた、古くなった遊具については下の方も撤去しておりますので、全体的なことをしっかりと今から協議をしながら、また皆様方にも御意見を求めながらやらなければならないと思っておりますが、まずあそこの広場を整地して、そしてまた、いろんなその打ち上げのときの、今の現状もなかなかホテルの誘致、簡単に進んでませんので、何とかあらゆる地区でも、グランピングだとかいろんなものをこうやっておりますけれども、何かそういう研修でやっていろいろ使えるような方向もできないのかどうか、いろいろそういう大枠での検討はしてるところでありまして、詳細については、今後どういう活用ができるかということで、まずは向こうをしっかりと整地をすることが、前段だろうということで今回この解体をしたいということで、提案でございます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 今のゴーカート場の解体についてですけれども、これはもう築何年ぐらいたっているのかというのが1点とですね、もう1点はですね、以前、スケボーの練習場みたいなのを作ろうかという話もあったんですけども、その後どうなったかですね、その2点をお聞きします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 築何年かというのは、ちょっと建設課長がわかっているら後で答弁させたいと思いますが、スケートボードパークについては、以前そういう方向で検討いたしました。それでやる方向でずっと進めておりましたが、連盟というものはないんですけど、その関係者の方々からいろいろお話を聞きましたところ、場所的に、現在の私ども最初構想しておいた下の部分だとか、やっぱ離れ

たところについては、なかなかあんまりいい感触がありませんで、ちょっと頓挫したところでもあります。

場所をですから、そこも含めてどこにできるかということは今後いろいろお話を聞かなければならないところでもありますけれども、担当の方からもそういう話をお聞かせをしていただきましたけれども、その当時においては急いで作って、そういうところで活用が、向こうの望むような方向でなければ急ぐ必要もないような話を伺っております。

ただ今のところ、健康公園を使っていろいろやっているようでありまして、そういうところで現状としては、その後どこにどうかという要望については今伺っていないところでありまして、ここを上の方は、さっき言ったように整地をしまして、そしてまた下に降りるところについても、非常に折り口も階段で悪かったりしますので、そういったものを合わせて公園の利活用については今後しっかりと考えていかなければならんということで、その中で、そういったものをどうできるかというのは、検討しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありますか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 総務費の目の35、電子地域通貨事業費についてですけれども、今回「あば！Payプレミアムポイント」について追加となっております。

前回、初回チャージプレミアムポイントを、補正予算の第2号にて、2,610万円計上されております。それについて今回のプレミアムポイントが、5,000円の支給について約83.41%の支給率であったという報告を受けました。そのマイナスが392万円かなと思っております。

それに合わせて今回、「あば！Payプレミアムポイント」について項目が記載されております。この内容について説明いただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 今回計上しております「あば！Payプレミアムポイント」につきましては、前回5,000円ということでございましたけれども、今回は1,000円以上チャージした方に3,000円をプレミアムポイントとして付与するということとしてございまして、使用期間については前回と同様で、令和6年2月29日までに使用してもらうということで、今回、この提案が可決された後に、11月10日から11月22日までの間で1,000円以上チャージをしていただいて、令和6年の2月29日までに使用していただくというふうに計画をしております。

○議長（塩釜俊朗君） 2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 確認ですけれども、今回新たにまた1,000円以上チャージされ

ている人については、また3,000円をプレミアムチャージポイントとして追加を支払うと、支給してくれるということですか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ただいまありましたとおり、前回の分についてはもう一旦、今回、前回の分で減額392万円としてございまして、今回は新たにまた皆さん1,000円以上チャージをしていただいて、それに対して3,000円を付与するというようにしております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 前回普及率、私は非常にいい取り組みだと思っているんですが残念ながら85%でしたが、15%の方が利用されなかったというのがあります。今回また新たな取り組みですが、当然、全員の利用はなかなか叶わないところがありますので、利用されないというかできなかった方々にもそれぞれ理由があるんだろうと思いますね。

そこら辺の取り組みも非常に重要なことだと思ってまして、理解のある方、周りの子どもさんのおる方なんかは積極的な利用ができるんでしょうが、なかなか利用できない環境にある方が、この15%の中にいるんだろうなというところを捉えています。

そこら辺についてですね、やっぱりもうちょっと丁寧な取り組みが再度踏み込んでできないものかですね。できるだけ100%に近い数字になるようにですね、努力をするのも一つの取り組みかなと思うんですが、そこら辺についての今回その5,000ポイントについての結果についての感想を聞かせていただければと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） このプレミアム あば！Pay をスタートいたしました。まず100%というのは非常にこれはまず難しいと思います。中には、施設におられる方とか、使用ができない方々もかなりおられますので、その部分がこの10パーセントの中に含まれているんだろうというふうに思います。

先日、高齢者お楽しみ会がありました。そこで3日間、各地区からも来ていただいて、やっぱり高齢者の方々にも、これをしっかり使っていただきたいということで企画の方から、何かカードの大きいものも作ったりしながらですね、わかりやすく説明をして、どういう感じになるんだということは、そういう機会を設けさせていただきました。

中で、私、初日に出ましたので、そのあと出張でしたから副町長が出ておりますけれども、その時にも、企画の担当から高齢者の方々にもお聞きしましたとこ

ろ、やっぱり使う方は、お子さんにも聞いたり、役場にも聞いたりしながら大分使ってる方もいるんだなというふう感じたところでもあります。

今回そういう説明をいたしましたし、今後も分からないことがあれば、尋ねていただければいつでも説明をするということで申し上げてますので、何とか少しでもこれ高められるように引き続き取り組んでいきたいと思えます。

今回、前回の分については一応減額をしまして、残りの地方創生臨時交付金がありますので、そしてまたその減額したもの、これ使わなければもう国にお返しをするお金でありますから、やっぱり何かと対策をとって有効に使っていただきたいということで今回の補正であります。

そして将来は、この「あば！Payカード」が大事に使って欲しいということをお皆さんに申し上げますけれども、いろんな紐づけができますし、使い方としてはいろいろ工夫をすれば、もっとそういう使われ方が変わってくるのかなというふうに思っておりますし、商工会にもいろいろ御相談も申し上げますし、これは行政だけでなく商工会としてやっぱりこのメリット感をもっと出して、常時これにチャージをしながら使っていただく方策というのは、今後どんどん取り組むべきだろうというふうに思えます。

そして、またバスについてもいろいろ課題がございますし、やっぱり高齢者の足をしっかり確保するという点でも、すでに全国でも取り組みとしてこのカードを使って、そしてまた最初からこのカードで割引をしてタクシーに乗れるとかです、いろんなものをやっぱりやっておりますから、これは今後この利活用については、いろいろ検討していく必要があるかと思えますので、今後とも皆さんにはしっかりと周知をして参りたいというふうに思えます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 款の11、災害復旧費についてです。目の1番と2番について、説明を伺いたいと思えます。

まず、町の単独災害復旧費ですけれども、災害復旧の場所と作業内容。それと、工事請負費の農地農業用施設、これの復旧についての施設名とどういう工事をするのか、それについて教えていただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） お答えいたします。

まず、町単独災害復旧費の委託料ですが、町の単独災害については、現在8件ありまして、この委託料につきましては、西之の平野、それから、西海の上立石の方の農地の土手の崩落の復旧作業というのを計画しております。そこで不足分が生じてきておりますので15万4,000円増額をしております。

後、農地農業用施設補助災害復旧費の工事請負費につきましては、お手元に台風6号の災害の地図を付けているかと思いますが、9月補正で1回要求をしたんですが、その後増減があったりだとか、後、追加がその後2件発生しておりますので、その分の工事請負費の増額になっております。

主なものは、2件の追加の工事でありまして、ここの地図にありますとおり、西海地区の徳丸カノ地区、これは畑です。後、西之の大中峯地区、これも畑ですが、この畑の災害復旧の工事となります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和5年第4回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 野 首 久 教

南種子町議会議員 平 畠 強